

四日市市公の施設に係る指定管理者制度の導入に関する基本方針について

1. 公の施設に係る指定管理者制度について

平成 15 年 6 月に地方自治法第 244 条の 2 の一部改正が行われ、公の施設の管理については、これまで管理者の範囲を公共的団体等に限定してきた管理委託制度を改め、民間事業者の参入を認める指定管理者制度が創設され、同年 9 月に施行された。

指定管理者制度は、公の施設の管理について民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上、経費の節減等を図ることをねらいとし、施設の管理に関する権限を指定管理者に委任するものである。また、その指定にあたっては、議会の議決を必要とする。

管理委託制度

地方公共団体の管理権限の下で、公の施設に係る具体的な管理の事務・業務を以下の管理受託者が執行。

- ・地方公共団体の出資法人のうち一定要件を満たすもの（1 / 2 以上の出資等）
- ・公共団体（土地改良区等）・公共的団体（農協、自治会等）



指定管理者制度

地方公共団体の指定を受けた「指定管理者」が、公の施設に係る管理を代行。

- ・指定管理者の範囲については特段の制約を設けず、議会の議決を経て指定。
 - ・指定管理者も、使用の許可を行うことができるものとする。
- ※地方公共団体が設置する公の施設の管理を、株式会社等の民間事業者が行うことが可能。
- ※従来の管理受託者と同様に、利用料金制（公の施設の利用に係る料金を指定管理者が自らの収入として収受する制度）をとることができる。

2. 公の施設に係る指定管理者制度の導入に関する基本方針

(1) 実施等施設数の内訳

公の施設 70 施設（※施設の類型による施設数）

※施設の類型により、保育所や学校など複数ある場合は 1 施設としている。



指定管理者により管理を行う施設				導入を検討する施設	直営	民営化
平成 21 年度実施施設 (新規 4 施設含む) 29			平成 22・23 年度実施予定 施設			
公募	条件を付して公募	公募せず特定	6	8	25	2
18	4	7				

(2) 各施設の方針

本市における公の施設の管理（70 施設）については、次の基本方針に基づき進めるものとする。

I. 指定管理者により管理を行う施設

1. 平成 21 年度実施施設（網掛は、新規実施施設）

(1) 指定管理者を広く公募する施設

民間事業者等が既に事業展開している分野で、民間のノウハウ等の導入により市民ニーズの効率的かつ効果的な実現が期待できる施設。

施設名

文化会館、茶室、市民交流会館、国際共生サロン、楠防災会館、楠福祉会館、楠ふれあいセンター、勤労者・市民交流センター、北部墓地公園、駐車場、自転車等駐車場、運動施設(温水プール、楠プラザ運動施設含む)、総合会館（集会施設）、本町プラザ駐車施設、環境学習センター、楠歴史民俗資料館、少年自然の家、水沢市民広場の 18 施設

(2) 指定管理者を特別の条件を付して公募する施設

施設の性格、設置の目的、適用関係法令等に照らし、管理を代行する者の資格や能力等特別の条件を付ける施設。

施設名

〔市民活動センター、なや学習センター、すわ公園交流館、宮妻峡ヒュッテの 4 施設〕

(3) 指定管理者を特定する施設

施設の性格、設置の目的、適用関係法令等に照らし、管理を代行する者を特定する施設。

施設名

〔病児保育室、母子福祉センター、歯科医療センター、障害者福祉センター、障害者自立支援施設（たんぽぽ）、知的障害者授産施設（共栄作業所）、身体障害者授産施設（あさけワークス）の 7 施設〕

2. 平成 22 年度・23 年度実施予定施設

平成 18 年度及び 19 年度に指定管理者を導入した施設であり、指定管理者による管理運営を平成 22 年・23 年度予定している施設。

施設名

〔老人福祉センター、障害者体育センター、楠避難会館、茶業振興センター、ふれあい牧場、四日市ドームの 6 施設〕

3. 導入を検討する施設

平成 22 年度以降に導入を検討する施設

施設名

あさけプラザ、男女共同参画センター、三重北勢健康増進センター、市営住宅、北大谷霊園、北大谷斎場、図書館、博物館の 8 施設

II. 市の直営とする施設

施設名

人権学習センター、人権プラザ（小牧、神前）、人権プラザ（赤堀、天白）、地区市民センター、あけぼの学園、児童館、応急診療所、農業センター、農業研修センター、食肉センター、食肉地方卸売市場、みたき保養所、防災教育センター、楠プラザ、楠交流施設の 15 施設のほか、その他個別法等で定める漁港、農業集落排水施設、コミュニティ・プラント、道路、河川、都市公園、上水道、下水道、病院、学校の 10 施設

III. 民営化した施設

施設名

養護老人ホーム（寿楽園）、保育所（河原田、水沢、西浦、高花平、三重）の 2 施設

3. 指定管理期間の考え方

- (1) 新規実施施設の指定期間は、「基本は 3 年間」とする。

短期間(3 年間)設定して効果の検証を行う。

【環境学習センター、楠歴史民俗資料館、少年自然の家、水沢市民広場の 4 施設】

- (2) 継続する施設の指定期間は、「基本は 5 年間」とする。

事業の継続性や安定性、優秀な人材の確保、機器のリース期間等を考慮すると指定期間を 5 年間にすることで、より効果が期待できる。

【(1)・(3)以外の施設の 23 施設】

- (3) 特別な理由により上記の期間によらない施設

指定管理者の指定とあわせて施設清掃業務等の契約締結を必要とするため、期間を統一し 3 年間とする。

【総合会館（集会施設）、本町プラザ駐車施設の 2 施設】